

広沢自主防災隊 組織の役割

組織	平常時の活動	発災時の活動	避難所開設以降の活動
隊長 (顧問・相談役)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政／学校等諸団体との窓口 ・隊の状況把握、課題・問題点の指摘 ・日常活動について対処方法、対応方法のアドバイス 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部にて隊の指揮を取る ・町内の状況を把握し、問題の対応を各部に指示する ・緊急避難場所にて避難者の状況を把握し、対策事項を各部に指示す 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全体の状況を把握し、問題点に対して対策を打つように指示する ・行政からの依頼に対して各部に指示する ・各部からの依頼にて行政に依頼／要望を上げるように指示する
総務・伝達部	<ul style="list-style-type: none"> ・防災隊の維持(隊員募集・隊員名簿管理) ・防災年間計画立案、予算作成 ・防災企画の準備／運営 ・隊長の指示により行政等との連絡業務を遂行する ・防災倉庫内の情報伝達機器を点検する ・情報伝達手段の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置、隊長を補佐して行政との連絡役、問題解決を図る ・各部、各班への指示／連絡をスムーズに行なうトランシーバーの活用、伝令役 ・安否確認、避難者数を把握し、町民の状況を表にして本部に貼り出す ・各部、各班の状況、課題を認識し、隊長に伝達すると共に対策指示を各部、各班に伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・隊長の指示を各部、各班に連絡する ・町内の状況を各部・各班から報告を受け、まとめ、隊長に報告する ・行政へ町内の状況を防災地区班員を通じて報告する ・隊長の指示により行政からの依頼を各部に伝える ・トランシーバーにて各班と毎日交信を行ない、常に連絡を取る
避難・防犯部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の際の心得(方法・用具・非常持出)について各家庭に周知徹底する ・安全な避難経路を常に把握し、周知徹底する ・避難時、屋内の確認項目、戸締りの確認等を周知徹底 ・防災倉庫内の避難誘導に必要な用具(メガホン、懐中電灯、ラジオ、誘導棒)の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告、避難命令が発せられた時、町民に呼び掛けて緊急避難場所まで避難誘導する ・一次避難場所(防災倉庫前)に集まつた町民を安全に緊急避難場所まで避難誘導する ・緊急避難場所まで避難出来ない場合、安全な避難場所(臨時避難場所)を確保し、避難させる ・緊急避難場所、臨時避難場所の周辺交通整理、安全確保を行なう 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の巡回を行ない、異常がないか確認し、隊長に報告する。異常があった場合も速やかに隊長に報告し、必要ならば、警察／消防に出動を依頼する ・道路の状況を確認し、通行止めの表示、危険箇所の表示を行なう
救出・物資部	<ul style="list-style-type: none"> ・救出用具の確認と使い方を習得 ・非常食・飲料水の備えを指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者が出了場合は近隣の人達と協力して安全な場所に収容し救護・支援部に応急手当を依頼する。 ・倒壊した建物に対して声掛けを行ない、生存者の確認と救出用具を活用して救出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の用意している物資を避難所／臨時避難所／自宅避難者に配布する ・日常、蓄積された資材の在庫管理を行ない、不足物資について行政に支給を要請する ・避難者の要望を聞いて、必要な物資を行政に支給を要請する ・避難者に支援物資を支給するときに対象者を選定または、配布の優先順を決めて支給する

広沢自主防災隊 組織の役割

組織	平常時の活動	発災時の活動	避難所開設以降の活動
救護・支援部	<ul style="list-style-type: none"> ・弱者(高齢者、障害者等)の存在を確認し、定期的に状況を把握する ・災害時要援護者の名簿を管理し、常に更新、関係者と情報を共有する ・講習会を開催して各家庭における応急処置法や救急薬の備え付けを指導する。トリアージの啓蒙 ・AEDの備え付け場所の周知と扱い方法の訓練を行なう ・防災倉庫内にある医薬品の整備・弱者避難に必要な用品(車椅子等)を管理し、常に使える状態に整備する 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者・弱者に対して安否確認を行ない、本部に連絡する ・災害時要援護者は付添人に確認して介助者が必要な場合は組長等に応援を依頼し、緊急避難場所へ避難させる ・弱者の避難が必要な場合、組長・学生等に応援を依頼し、応援者と一緒に避難させる ・応急手当で必要な用品を持ち出し、緊急避難所まで負傷者に寄り添って避難する ・弱者の健康状態を確認し、手当が必要な場合は応急手当を行なう 	<ul style="list-style-type: none"> ・弱者対象者で自宅避難者の名簿を作成し、訪問時の状況が記入できる用紙を作成する ・自宅避難の弱者を定期的に訪問し、状況を把握し、関係者に報告する ・自宅避難の弱者の要望を受付、隊長に報告する(隊長より指示で各部に支援する)
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬ポンプ等機材の点検・整備 ・消火器の使い方等指導・訓練 ・地域内の貯水槽を把握、周知徹底を図る ・防災倉庫内にある防火用品を点検・整備 ・街頭消火器の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭に火の始末を呼び掛ける ・火災が発生した場合、初期消火を実施すると共に本部に連絡する ・火の手が大きい場合は付近住民を避難させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で火災が発生しないか循環点検を行ない、火災の原因になりそうな事象を取り除く ・火災が発生した場合、初期消火を行なう ・本格的火災時は町民を避難させる